2　協定第七条1(b)(iii)の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定は、当該退職等年金給付及び当該退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、当該退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては適用しない。

在カナダ日本国大使館は、更に、カナダ外務貿易開発省に対して、協定の適用についての前記の理解を確認することを求める光栄を有する。

在カナダ日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてカナダ外務貿易省に向かって敬意を表する。

二千十五年四月三十日にオタワで

（カナダ外務貿易開発省から在カナダ日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

ＯＰＡ―２０１５―００１１

口上書

カナダ外務貿易開発省は、在カナダ日本国大使館に敬意を表するとともに、二千八年三月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

カナダ外務貿易開発省は、更に、日本国の法律の改正及び当該法律の変更が協定に与える影響に関する二千十五年四月三十日付け在カナダ日本国大使館発口上書第Ｅ―１０１９０号を受領したことを確認する光栄を有する。カナダ外務貿易開発省は、カナダの社会保障協定について責任を有するカナダ雇用・社会開発省と協議の上、二千十五年四月三十日付け当該口上書で提供された情報に基づいて、日本国の法律の改正及び協定の適用に関する日本国政府の立場に同意することを確認する。

カナダ政府は、日本国の年金制度の変更に関する日本国政府の説明に基づいて、協定第三条1(a)(ii)に定める厚生年金保険に関する現行の規定は新たに統合された日本国の年金制度を適切に対象としていること及び第三条及び第七条にある使用されない条項は協定の運用を妨げないことに同意する。したがって、現時点では、協定の改正は必要ではない。カナダ政府は、将来、カナダ及び日本国の年金当局がこの協定の改正の必要性を示した時には、協定にある使用されない条項を削除する改正を検討することを勧奨する。

カナダ外務貿易開発省は、更に、カナダ政府と日本国政府との間に、日本国の法律の改正は、協定により日本国の年金制度の旧二階部分で年金を受給する者に影響を及ぼすものではないとの相互の理解があることに留意する。協定による年金は、日本国の法律の改正によって減額又は停止されない。また、この協定により現在日本国の年金を受給している者は、日本国の法律の改正により、再申請することを要求されないことが留意される。

カナダ外務貿易開発省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在カナダ日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年六月十日にオタワで

○文部科学省告示第百五十二号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月十六日

文部科学大臣　下村　博文

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(一)の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	五三二	一、〇八四	七一八	一三、二七二（一〇、五九五）	一、三、七七四（一、九七七）

別表第一の一の(一)の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	三六	七二一	一四二	六、八七九（五、一二三）	一、八一七（六六四）

別表第一の一の(一)の表合計の項を次のように改める。

合計	五六七	一、八〇五	八六〇	二〇、一五一（一五、七一八）	五、五九一（二、六四一）

別表第一の一の(二)の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七九六	一、四五四	一、〇四九	一五、三七四（一一、九五九）	四、一四〇（二、〇四五）

別表第一の一の(二)の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	七〇	一、四四二	二八一	九、二一七（六、五八七）	二、四六八（六六四）

別表第一の一の(二)の表合計の項を次のように改める。

合計	八六六	二、八九六	一、三三〇	二四、五九一（一八、五四六）	六、六〇八（二、七〇九）

別表第一の二の(一)の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二五八	三四七	二八四		

別表第一の二の(一)の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一〇	二一七	四三		

別表第一の二の(一)の表合計の項を次のように改める。

合計	二六八	五六四	三二七		

別表第一の二の(二)の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	三〇五	四三三	三四三		

別表第一の二の(二)の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二二	四三四	八五		

別表第一の二の(二)の表合計の項を次のように改める。

合計	三二七	八六七	四二八		

別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	五三二				六八九